

報告第 6 号

平成 27 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画策定事業））の交付決定について

平成 27 年 4 月 13 日付けで国土交通大臣へ申請し、次のとおり平成 27 年 5 月 11 日付け北企交第 14 号をもって交付決定されたので報告します。

北企交第14号

平成27年5月11日

岩内町地域公共交通活性化協議会

会長 小熊 孝幸 殿

北海道運輸局長 渡邊



平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業(計画策定事業)) 交付決定通知書

平成27年4月13日付けで申請のあった「平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業(計画策定事業))」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助金対象事業 地域公共交通調査事業(計画策定事業)

2. 補助対象経費及び補助金額額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	6,993,210円	}	(内訳別紙)
補助金の額	金	2,755,000円		

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業(計画策定事業)の実施に関する事項を記載した計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
 (地域公共交通調査事業(計画策定事業)) 交付決定事業

補助対象事業者名 岩内町地域公共交通活性化協議会

(単位:円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
岩内町地域公共交通網形成 計画素案作成事業 ・ 実証調査の実施とニーズ の把握 ・ 岩内町地域公共交通網形 成計画素案の作成 ・ 協議会開催	着手予定日: 交付決定日以降 完了予定日: 平成28年3月31日	6,993,210	2,755,000

